

初診及び再診時に係る「選定療養費」のお知らせ

当院では紹介状を持たずに受診された初診の患者さんから、一定の料金を徴収することが義務化されています。

また、病状が安定し、医師により他の医療機関へ紹介したにもかかわらず、引き続き同じ病気で受診された場合にも、料金を徴収することが義務化されています。

つきましては、下記のとおり請求をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【初診時】:7,700円(税込)

- ・初診の患者さんで、紹介状をお持ちでない場合
- ・半年以上受診の無い患者さんで、紹介状をお持ちでない場合

【再診時】:3,300円(税込)

- ① 当院から地域のクリニックを紹介した(紹介状を交付した)にもかかわらず、当院を受診された場合(受診の都度)
- ② 受診時に医師より地域のクリニックを紹介する方針をお伝えしたにもかかわらず、引き続き当院の受診を希望された場合(紹介状を交付するに至らなかった場合)

※他の診療科に通院中である方も対象

※ただし、以下の方は対象外となり、選定療養費のご負担はありません。

- ✓ 緊急重篤な症例で、救急車で搬送された方
- ✓ 公費負担医療制度の受給者の方
(ひとり親家庭医療・乳幼児医療・こども医療の助成制度は除く)
- ✓ 労働災害、公務災害、交通事故等で健康保険を使われない方
- ✓ 健診等の結果により、精密検査受診の指示を受けた方(結果表を持参下さい)